第4部 学生生活と進路状況



第1章 学生生活(奨学金制度、授業料免除、学生相談等)

1 奨学金制度

日本育英会は、優れた学生及び生徒で経済的理由により就学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的として、昭和18年10月財団法人大日本育英会として創立され、昭和19年4月大日本育英会法の公布・施行により特殊法人として発足した。以来、幾度かの改正等を経て現在の制度内容(第一種奨学金、きぼう21プラン奨学金、応急採用奨学金、緊急採用奨学金)で運営されている。

改正等の主なものとして、昭和59年8月に日本 育英会法の全部を改正、制度全般の整備改善が行 われ、平成10年3月には一部の改正として、教育 職に従事したときの奨学金の返還免除について、 大学院で受けた奨学金を除き廃止する等の改正が 行われた。

また、平成11年4月には従来の第二種奨学金に代わる利息付の新しい仕組みとして「きぼう21プラン奨学金」が発足し、貸与人数の大幅増や採用基準の緩和、貸与月額の選択性の導入などについて大幅な拡充が図られた。

併せて、家計急変者を対象とした無利息の奨学金 制度として「緊急採用奨学金制度」も創設された。

本学では、平成5年度から第一種奨学金について、 平成6年度からは第二種奨学金についても採用手続 を開始した。当初の採用者数は平成5年度31名(第 一種奨学金のみ)、平成6年度84名(第一種、第二 種の合計)、平成7年度140名と、入学者数の増加 に伴って年々増加し、平成13年9月現在で第一種奨 学金、きぼう21プラン奨学金併せて546名が日本 育英会奨学金の貸与を受けている。

一方、博士後期課程に対する第一種奨学金の当初配分が、平成12年度から、出願者の増加に反して、大学院定数の増員やきぼう21プラン奨学金の実施等により前年度配分数より減少したため、大幅な不足が生じる結果となり、対応に苦慮することとなった。平成13年度も追加配分の依頼などの働きかけを行い、ようやく不足が解消されている状態であり、今後はますます厳しい状況になるものと思われる。採用状況については巻末の資料参照。

民間団体等の奨学金としては、(財) 伊藤謝恩育英

財団の奨学生として1名が奨学金の給付を受けているのみであり、今後の日本育英会奨学生の採用数も関係してくるが、地方公共団体や民間団体への積極的な働きかけが必要と思われる。採用状況については巻末の資料参照。

私費外国人留学生の奨学金としては、(財) 平和中島財団奨学金、(財) ロータリー米山記念奨学会奨学金、国際ソロプチミスト奨学金、なら・シルクロード博記念国際交流財団奨学金など10団体から募集の案内があり、平成13年度9月現在で8名が給与を受けている。

2 授業料の免除

授業料免除制度は昭和27年度から実施され、本学では平成5年度から免除を実施している。

授業料免除は、経済的理由により授業料の納付が 困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び 授業料の各期ごとの納期前6月以内(新入学者に対 する入学した日の属する期分の免除にかかる場合 は、入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、 又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受 けた等やむを得ない事情がある場合に限り、学生生 活委員会の議を経て、学長が許可することになって いる。

授業料免除の実施範囲は平成10年度の授業料収入予定額の9.5%をピークに年々減少し、平成13年度は6.3%の範囲内での実施にとどまっている。実施状況については巻末の資料参照。

3 入学料免除

入学料の免除制度は、昭和50年度から実施されており、免除範囲は入学料収入予定額の4%に相当する額であったが、平成7年度にその範囲が3%に変更になるとともに超過免除制度が設けられ、平成10年度に免除範囲が再び4%に変更され現在に至っている。

平成7年度までの大学院における免除対象者は、 経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀 と認められる者のうち、学部を卒業し引き続き当該 大学の大学院の研究科又は当該大学の専攻科に入学する者に限定されており、本学のように学部を置かない大学院には適用されなかったが、平成8年度に「国立学校における入学料の免除に関する取扱要領」の一部が改正され、すべての大学院に適用されることになった。

本学では、入学料免除は、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び入学前1年以内において入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は入学する者若しくは入学する者の学資負担者が風水害等の災害を受けた等やむを得ない事情がある場合に限り、学生生活委員会の議を経て、学長が許可することになっている。

平成5年度、平成6年度においては、上記の理由により免除制度を適用されなかったが、平成7年度には2名を特別な事情(阪神・淡路大震災)による理由で、平成8年度以降は免除範囲内で入学料免除を実施している。

また、当初は全額免除と半額免除の両方で入学料 免除を実施していたが、平成10年度から、より多く の学生が免除を受けられるよう半額免除でのみ実施 している。実施状況については巻末の資料参照。

4 学生相談

学生相談は、学生の立場から指導教官等への教育研究上の相談、保健管理センターへの身体的相談、 そして学生課窓口への修学及び生活上の相談に分類 することができる。

学生課では特に相談窓口としての独立した担当係は設けていないが、窓口に来られた学生へ各担当が対応しているほか、電子メールで多様な問い合せ、依頼が寄せられ、これも各担当が個別に対応している。しかしながら、近年、保健管理センターや学生課で対処できないケースが増えつつあること、プライバシーがからむとなかなか窓口では相談しにくいという場合があり、気軽に相談できるという雰囲気ではなくなっている。

こうしたことから、教官、保健管理センター及び 学生課の3者間の積極的な情報交換やメンタルへ ルスの講義、メンタルヘルス講演会等を実施し、対 応はしているものの、更に気軽に相談できる専門 職員を配置した学生相談室の設置が必要となって きている。

就職指導に関しては、各研究科就職担当教官が各 研究科において実施しているが、学生課として、 平成12年度修了生に就職活動報告書を提出しても らい、在学生の就職活動への参考資料とするために ホームページで公開した。なお、就職活動報告書の 中で、就職に関する大学側の不満足の意見があった ので平成13年7月に意向調査を実施した。その結果 をみると、「就職ガイダンス」や「就職適性試験」を 実施されれば是非参加したいと考えている学生が約 40名あった。これを受けて、平成13年10月に①講 演 ②模擬面接試験 ③就職適性試験からなる3研 究科合同の就職ガイダンスを実施したところ、 約150名の参加者があった。そのうち77%の学生 がよかったと答え、また90%の学生が来年も続けて 実施して欲しいとのアンケート結果があり、大変好 評であった。